

議案第15号

取手市市有財産の無償譲渡について

取手市立中央保育所に係る下記の市有財産について、次のとおり無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲渡財産 取手市立中央保育所 建物、附帯設備及び備品一式
所在 取手市藤代353番地
構造 鉄骨造平屋建
床面積 632.76平方メートル
- 2 譲渡の相手方 千葉県野田市柳沢83番地
学校法人 三星学園
理事長 渡辺 竜太
- 3 譲渡の理由 第四次取手市保育所整備計画に基づく移管方式による取手市立中央保育所の民営化に当たり、民営化後における安定的な保育事業の運営に資するため、当該施設を上記法人に無償で譲渡するものです。
- 4 譲渡の時期 令和6年4月1日

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井 信吾